

厳正な事務の執行を求める決議

平成24年3月定例会で議会は、ふるさと館敷地に畝保育所を移転建替える案件に関して、ふるさと館を廃止する条例案を否決し、平成24年度の当初予算からもふるさと館を解体する費用を削除した。

しかし、執行機関は、町民及び議会に対し、4月1日から4月19日までふるさと館を休館することについての説明もないまま、いきなり休館とした。

これらの執行機関の対応と事務処理は、町民の町政に対する信頼を損なう不適切なものであったといわざるを得ない。

さらに、町民から負託を受け執行機関と共同で応える責務を担う議会に対し、執行機関から、これらの事実について何ら報告等はなかった。

このことは、公正・中立の立場から適切な町政運営を望む議会として、誠に遺憾である。

執行機関においては、今後、町民への行政サービスの低下、また、町民から不信や誤解を招くことのないよう、特段の配慮のもとに厳正な事務の執行が行われるよう、強く要望するものである。

以上決議する。

平成24年6月6日

広島県海田町議会